

四万十町教育長訓令第1号

各小中学校  
各地域振興局

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年1月7日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づき四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う就学指定校(四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成18年四万十町教育委員会規則第19号)の規定により指定される小学校又は中学校をいう。以下同じ。)の変更及び同施行令第9条の規定に基づき教育委員会が行う区域外就学の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が定める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、第2条に規定する基準に該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による承認又は承諾をしたときは、当該保護者及び学校長に対し、校区外就学・区域外就学通知書(様式第2号)により通知するも

のとする。

(承認又は承諾の取消し)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による承認又は承諾に係る当該申請事由が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認又は承諾を取り消すことができる。

(1) 事実と相違していることが判明したとき。

(2) 変更又は消滅したと認められるとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、就学指定校変更及び区域外就学の事務取扱に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この訓令の施行期日以後の就学指定校変更及び区域外就学の申請を当該施行期日以前に行う場合にあつては、この訓令の規定に基づき行うものとする。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、この要綱の施行の日以後まで引き続く期間について受けた就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱の廃止)

3 四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱（平成18年四万十町教育長訓令第8号）は、廃止する。

(四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱の廃止)

4 四万十町立小学校及び中学校における区域外就学に関する取扱要綱（平成18年四万十町教育長訓令第6号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準	承認・承諾期間等
転居又は転出	1 小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2 小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3 住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4 新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで (原則6か月以内)
転入予定	5 本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6 特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで (年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7 小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、 小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8 児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9 支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10 就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11 いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12 地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13 就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14 教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15 就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16 その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

備考

- この基準は、承認及び承諾が可能な事由であり、保護者からの申請内容を踏まえ、教育委員会で可否の判断を行う。

- 2 申請内容に応じて、関係書類の提出が必要となる場合がある。
- 3 就学指定校を変更した場合又は区域外就学を承諾した場合における、通学及びその安全面については、保護者が責任を持って対処するものとする。
- 4 区域外就学の承諾は、全ての事由において、住所地の市町村教育委員会において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項に基づく協議が承諾された場合に限る。

様式第1号(第3条関係)

( 表 面 )

校区外就学・区域外就学申請書

年 月 日

四万十町教育委員会 様

保護者 氏名

下記のとおり、校区外就学・区域外就学を申請します。  
 なお、通学とその安全面については、責任を持って対処します。

記

現住民登録地	
前・新 住民登録地	
居住地 (住民登録 地と異なる場合)	

フリガナ 児童生徒氏名		保護者との続柄	
		性別	
生年月日	年 月 日生	学年	第 学年
就学を希望する学校		現在の就学指定校	
四万十町立 学校		学校	
就学を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

フリガナ 児童生徒氏名		保護者との続柄	
		性別	
生年月日	年 月 日生	学年	第 学年
就学を希望する学校		現在の就学指定校	
四万十町立 学校		学校	
就学を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

フリガナ 児童生徒氏名		保護者との続柄	
		性別	
生年月日	年 月 日生	学年	第 学年
就学を希望する学校		現在の就学指定校	
四万十町立 学校		学校	
就学を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		



様式第2号(第4条関係)

校区外就学・区域外就学通知書

学齢児童 生徒氏名		生年月日	年 月 日	性別	
保護者 氏名		学齢児童生 徒との関係			
現住所					
住民票の 住所					
就学すべき学校		学校	学 年	年	
校区外就学・区 域外就学を承認 ・承諾する学校	四万十町立	学校	学 年	年	
承認・承諾期間	年 月 日から		年 月 日まで		
摘 要					

様

年 月 日付けで申請のあった 校区外就学 ・ 区域外就学 については、上記のとおり 承認 ・ 承諾 しましたので通知します。

(付記については、保護者あての通知にのみ記載)

- 付記 1 申請事由に変更が生じた場合は、必ず教育委員会まで連絡してください。
- 2 申請事由が変更又は消滅したと認められるときは、承認又は承諾を取り消すことがあります。
- 3 やむを得ず、再び校区外就学・区域外就学が必要となる場合は、必ず期限の前月中旬に申請手続をとってください。
- 4 通学とその安全面については、保護者が責任を持って対処してください。

年 月 日

四万十町教育委員会